

日本教育学会第74回大会（お茶の水女子大学）

<http://www.jera74.jp/index.html>

2015年8月28日（金）17:00～19:00ラウンドテーブルQ（第17会場）本館126室

大学の自治とガバナンスの改変（その2）

企画者：細井 克彦（元宝塚医療大学）

渡部 昭男（神戸大学）

司会者：細井 克彦（元宝塚医療大学）

渡部 昭男（神戸大学）

報告者：光本 滋（北海道大学）

浪本 勝年（元立正大学）

《趣旨》

「大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる」とした「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」が、昨年（2014）の第186回国会で成立した。関連省令の改正、通知・事務連絡等を通じて、2015年4月1日の施行までの間に、全国すべての国公立大学・短期大学を対象に、文部科学省による内部規則等の総点検・見直しを実施された。こうした動向の下での「大学の自治とガバナンスの改変」について、昨年の第73回大会に引き続いて、裁判事例などを含めて検討を深める。

【報告仮題】

光本 滋：改正学校教育法と大学自治・ガバナンス

—内規改正の動向・影響を中心に—

（「学校教育法・国立大学法人法改正に伴う『大学ガバナンス改革』」『大学評価学会年報』（11）、2015／「大学政策の20年」『人間と教育』（73）、2012／「国公立大学の統治改革の検討」『教育学研究』74(4)、2007 など論考多数）

浪本 勝年：私立大学長辞任後の地位をめぐる落合訴訟の過程的分析

—大阪地裁の法廷傍聴を通して考える—

（「新政権下における教育政策の展開（2009～2013）」『立正大学心理学研究所紀要』（12）、2014／編著『教育の法と制度』学文社、2014／共編著『「改正」教育基本法を考える—逐条解説』北樹出版、2008 など論考多数）

[*なお、大学・大学院の管理職（経験者を含む）および裁判関係者に指定討論を依頼中]